## ICキャッシュカード特約

## 1. (特約の運用範囲等)

- (1) この特約は、I Cキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、I Cキャッシュカードとしての当金庫所定の取引機能の利用を可能にできるカードのことをいいます。(以下「I C カード」といいます。))を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫のキャッシュカード規定の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとし、この規定に定めがない事項に関しては当金庫キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定に従います。

## 2. (ICカードの利用)

- (1) I Cカードの利用者は、本特約のほか、キャッシュカード規定を承認のうえ、I Cカードを利用 していただくものとします。
- (2) I Cカードは、当金庫所定のI Cカードに対応する預金機(以下「I Cカード対応預金機」といいます。)、当金庫所定のI Cカードに対応する支払機(以下「I Cカード対応支払機」といいます。)、当金庫所定のI Cカードに対応する振込機(以下「I Cカード対応振込機」といいます。)、および当金庫所定の窓口において、当金庫所定の取引をする場合にの み I C機能を利用します。 なお、I Cカードに未対応の預金機、支払機、振込機、当金庫の一部の窓口および提携先金庫の窓口をご利用の際は、I C機能を利用しないキャッシュカードとして取扱います。
- (3) 新規発行、再発行、更新などで I C カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- 3. (支払機による預金の払戻し)

支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とし、ICを利用した払戻しである場合と、ICを利用しない(キャッシュカードとして利用する場合)払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

- 4. (振込機による振込)
  - (1) 振込機による1回あたりおよび1日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
  - (2) 当金庫の振込機による1日あたりの振込回数は、当金庫所定の回数の範囲内とします。
- 5. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) 代理人の I Cカードの利用については本特約を適用します。
- 6. (I Cカード対応預金機・I Cカード対応支払機・I Cカード対応振込機の故障等の取扱い) I Cカード対応預金機、I Cカード対応支払機、I Cカード対応振込機等の故障時には、I Cカードとしての機能は利用 できません。
- 7. (I C機能読取不能等の取扱い)
  - (1) I Cチップの故障等により I Cカードを利用できない場合には、当金庫に I Cカードの再発行を申し出てください。

- (2) I Cカードを利用できなくなったことにより損害が生じても、当金庫に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当金庫は責任を負わないものとします。
- (3) 当金庫の都合により、当金庫所定の方法でICカードの再発行・再交付を行う場合があります。 またその場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

## 8. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上